

Q&A

Q1. 12月末までに申請書類提出とありますが、この期限に間に合わない場合、どうしたらよいですか。

A1. 可能な限り、期限内にご申請ください。ただ、やむを得ず間に合わない場合は、期限前に担当までご連絡ください。

Q2. 令和4～6年度中に「練馬区町会・自治会インターネット接続サービス利用料等助成金」の交付を受けていました。今回の「練馬区町会・自治会デジタル活用促進補助金」も申請をすることは可能ですか。

A2. 申請対象外となります。「練馬区町会・自治会インターネット接続サービス利用料等助成金」「練馬区町会・自治会デジタル活用促進補助金」は、いずれも町会等のデジタル化を促進し、デジタル活用にかかる環境整備を目的としています。「練馬区町会・自治会インターネット接続サービス利用料等助成金」の交付を受けた町会等は、本目的を一定程度達成したものと判断するため、申請対象外となります。

Q3. 「練馬区町会・自治会インターネット接続サービス利用料等助成金」の交付を受けた町会等が所属する連合町会が、「練馬区町会・自治会デジタル活用促進補助金」を申請することは可能ですか。

A3. 連合町会が「練馬区町会・自治会インターネット接続サービス利用料等助成金」の交付を受けていない場合、申請対象となります。
本件の場合、連合町会とその連合町会に所属する単一町会を別団体と判断していません。そのため、「練馬区町会・自治会デジタル活用促進補助金」の交付対象の可否は、申請する団体が「練馬区町会・自治会インターネット接続サービス利用料等助成金」を受けているか否かで判断します。

Q4. マンション管理組合ですが、申請は可能ですか。

A4. 練馬区町会・自治会名簿に登録されている町会・自治会・管理組合であれば申請可能です。

Q5. 申請時に提出した予算書と実績報告時の決算書で金額が変更になりました。どうすればよいですか。

A5. (1) 決算額が少なくなった場合⇒決算額を助成額とします。
例：予算書 70,000円 決算書 55,000円の場合⇒助成額 55,000円
(2) 決算額が多くなった場合⇒当初の予算額を助成額とします。
例：予算書 60,000円 決算書 70,000円の場合⇒助成額 60,000円

Q6. デジタル化経費をクレカや店舗などのポイントで支払った場合でも助成対象となりますか。

A6. ポイントで支払った分は助成対象外となります。ポイントの利用が判明した場合、利用分を助成対象経費から除外します。

Q7. すでにデジタル化に該当する取り組み、経費の支出を行っているが、その経費も助成対象となりますか。

A7. 今年度の4月1日以降に支出した経費であれば、助成対象となります。

Q8. どんな経費が対象ですか。

A8. 以下の経費が対象となります。

費用区分	補助対象経費	摘要
報償費	講師・専門家への謝礼金	町会等の会員への謝礼金を除く。
消耗品費	図書・資料、ソフトウェア、セキュリティソフトの購入費	
印刷費	回覧・掲示物の作成費	事業の周知に使用するものに限る。
通信費	インターネット回線使用料、プロバイダ料金	共同で使用するものに限る。
使用料および賃借料	デジタル関連機器(付属品を含む)のレンタル料、会場使用料(付帯設備使用料を含む)、ホームページサーバの月額使用料、SNS・アプリの月額利用料、キャッシュレス決済手数料	団体の事務所家賃を除く。
委託料	ホームページ作成委託料、町会アプリ運用委託料、キャッシュレス決済運用委託料、講習会委託料	
備品購入費	デジタル関連機器(付属品を含む)の購入費	デジタル活用に関連する備品に限る。
工事費	インターネット接続工事費	共同で使用するものに限る。
その他経費	その他事業実施に必要な経費	

Q9. 何年間補助を受けられますか。

A9. 1団体1回(1年度)限りとなります。

Q10. 東京都の助成金と重複して申請できますか。

A10. 対象事業は重複できますが、同一経費を重複して申請することはできません。